

令和 2 年 5 月 5 日

保護者各位

調布市長 長友貴樹

緊急事態宣言延長に伴う認可保育園の臨時休園及び特例措置の延長について

調布市では、令和 2 年 4 月 7 日に発令された緊急事態宣言に伴い、子どもの安全・安心の確保と感染の拡大防止徹底を最優先課題と位置づけ、緊急事態宣言の実施期間中、本市の認可保育施設を臨時休園し、社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方や、御家庭での保育が特に困難な方等を対象に、特例的保育を実施してきました。

この度、5 月 4 日に緊急事態宣言が延長されたことに伴い、下記のとおり臨時休園期間を延長するとともに、その間、特例的保育を継続して実施することとします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き御不便をおかけしますが、子どもの安全・安心の確保のための取組であることを御理解のうえ、最大限の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休園期間

令和 2 年 5 月 1 1 日（月）から緊急事態宣言終了（当面は令和 2 年 5 月 3 1 日（日））までの間

2 特例的保育を実施する世帯

保護者全員が以下(1)から(4)までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、又は(5)に該当する世帯。ただし、この間の保育の利用には、事前に在籍園への申請が必要です。

- (1) 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- (2) 老人福祉施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々の保護の継続に関する業務に従事
- (3) インフラ（電力・ガスなど）運営や飲食料品・生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- (4) 警察、消防、鉄道、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- (5) その他、家庭での保育が特に困難な場合（在籍園に御相談ください。）

※ 感染拡大を防止するためには家にいることが大切です。家庭の事情でやむを得ず保育を利用する場合は、保育園でできる限りの感染防止対策に努めたとしても、施設的特性上、密接場面を完全に避けることは難しい状態であることを御理解いただいたうえで御利用ください。

3 特例的保育利用申請及び保育時間

- (1) 特例的保育の利用を希望される方は、別紙、緊急事態宣言発令下での特例的保育利用申請書を、令和 2 年 5 月 7 日（木）から 9 日（土）までに、在籍園に御提出ください。
- (2) 特例的保育時間は、原則、午前 7 時から午後 6 時までです。

特例的保育を利用する場合も保育時間の短縮に御協力いただき、延長保育の利用も極力お控えください。

4 保育料・給食費（副食費）

この間の保育料は、欠席日数に応じて減額します。詳細は、後日お知らせします。給食費（副食費）の取扱いについては、各施設が金額及び徴収方法を決めていることから、減額などの詳細は、在籍園にお問合せください。

5 その他

児童又は同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染の疑いがある際は、速やかに在籍園に御連絡ください。